議題5:被扶養者の所得が扶養手当支給の基準を超えた場合の扱いについて(春日井市提出)

資料５

市名	回答	
	(1)被扶養者の収入年額が、実際には超過した場合の手当の返還について、いつまで遡るのか。	(2)収入年額が基準を超えたかの判断について、後になって超えていなかったかを確認する場合には、どの期間で判断するのか。
名古屋市	労働条件の変更など収入増加の起点が明らかな場合には、その時点まで遡る。収入増加の起点が明らかでない場合には、1月ごとに1年を単位として遡り、その1年間の所得年額が扶養手当支給の基準を超過した1年間の最初の月まで遡る。	年に一度所得証明等をもって確認する。被扶養者の所得年額が基準を超えていた場合には、労働条件の変更など収入増加の起点が明らかなときには、その時点まで遡る。収入増加の起点が明らかでないときには、1月ごとに1年を単位として遡り、その1年間の所得年額が扶養手当支給の基準を超過した1年間の最初の月まで遡る。
豊橋市	労働条件の変更など収入増加の起点が明らかな場合：その時点 収入月額が108,333円（130万円÷12月）を超える月が3月以上続いた場合：その1月目 業務の繁閑など月によって増減があり、増加の起点が明らかでない場合：130万円を超えた年の1月	収入要件超過が発覚した時点で過去の給与明細や雇用契約書等を提出させ、その内容から起点を判断していますが、判断がつかない場合には上記（１）と同様、130万円を超えた年の1月としています。
岡崎市	収入の増加の起点が明らかな時点まで遡っている。	岡崎市では毎年7月に職員手当現況確認を行っており、そのなかで昨年の7月から今年の6月までの収入の把握に努めている。その際に被扶養者の所得証明書だけではなく、毎月の給与明細も徴収している。
一宮市	労働条件の変更などが明らかな場合はその時点まで、不規則な場合は所得証明で超過が把握できるその年の1月まで遡る。	所得証明で把握するため暦年が基準となり当該年の1月まで遡る。
瀬戸市	貴市と同様に、労働条件の変更等、収入増加の起点が明らかな場合にはその時点に遡っています。収入増加の起点が明らかでない場合は、直近３か月分の給与収入の確認、所得証明書の確認等を行い、起点を判断しています。	貴市と同様に、年に1度扶養手当調査を実施し、収入年額が基準を超えたかの確認を行っています。扶養手当実施時直近3か月分の給与収入の確認、所得証明書の確認等を行い、起点を判断しています。
半田市	収入増加の起点が明らかな場合には、その時点まで遡ります。収入増加の起点が明らかでない場合には、そのケースごとに個別に判断をしています。	所得証明書もしくは源泉徴収票で確認しており、年(1～12月)で判断しています。
春日井市	当市では、労働条件の変更など収入増加の起点が明らかな場合にはその時点に遡り、収入月額が108,800円（130万円÷12月）を超える月が３月以上続いた場合はその1月目に遡るが、業務の繁閑など月によって増減があり、増加の起点が明らかでない場合は130万円を超えた年の1月に遡っています。	当市では、毎月過去1年を振り返って超過していないか確認するのは煩雑であり、裏づけ資料の収集も困難なため、年に一度所得証明をもって確認しています。 結果として暦年での判断となり、手当の返還においてもその年の1月までの遡りとしています。
豊川市	毎年、共済組合の被扶養者状況調査時に所得証明書や前年度と雇用条件に変更があった場合には、直近3か月の給与明細書等で支給要件（年額130万円や1月あたり108,333円以下）を満たしているのかを確認しています。 なお、支給要件を満たしていない場合には、詳細に恒常的に収入超過した時期を確認し、その時期まで遡り、扶養手当の返納を求めています。	左記回答のとおり。

市名	回答	
	(1)被扶養者の収入年額が、実際には超過した場合の手当の返還について、いつまで遡るのか。	(2)収入年額が基準を超えたかの判断について、後になって超えていなかったかを確認する場合には、どの期間で判断するのか。
津　島　市	直前の支給月から起算して、支給要件を欠く事由が発生した月（5年を上限）まで遡ります。	本市では毎年、共済組合の被扶養者の現況確認の実施にあわせて手当受給者の確認を行っています。当年１月～12月の状況及び見込みで判断し、（１）の処理を行っています。収入増のみ事由となる場合、個別のケースに応じて過去の収入状況も確認し、収入増となるに至ったと判断できる時点を事由発生の時点としています。
碧　南　市	事実の発生年月日を確認し、その時点まで遡る。	職員に任せているため確認をしていない。
刈　谷　市	回答の前提として、本市の扶養手当の支給要件のうち被扶養者の収入要件は、扶養親族届提出時点から将来に向かって１年間の恒常的な収入の見込みが130万円未満となることです。この収入要件はあくまで「将来の見込み」であるため、「過去の結果」により直ちに要件を欠くこととはならないものと考えています。 もっとも、「過去の結果」から、その時点での「将来の見込み」に合理性や相当性があったか否かを確認することは必要です。個別に聞き取りを行い、「将来の見込み」としての収入が明らかに130万円以上となる時点があれば、その時点で収入要件を欠くため、遡及して手当を返還するよう求めています。	考え方は（１）に述べたとおりです。提出された所得証明書の金額を端緒とし、過去1年間において「将来の見込み」としての収入が明らかに130万円以上となる時点がないかを確認します。
豊　田　市	労働条件の変更など収入増加の起点が明らかな場合には、その時点まで遡る。月によって収入額が変動し、収入月額が108,300円を上回る月と下回る月が混在する場合には、3か月間の平均収入月額が恒常的に108,300円を超えることとなった月を起点とする。 なお、増加の起点が明らかでなく、また、給与明細等の収入月額を証明する書類もない場合は、130万円を超えた年の1月に遡って手当の返還を求める。	収入年額が基準を超えたかの判断については、所得証明書の提出をもって判断する。 したがって、結果として暦年での判断となる。
安　城　市	働き方の変更等により、収入月額が108,333円を超え、今後もその状況が続く場合は、その１月目に遡るが、収入月額に変動があり、向こう1年の収入が130万円を超えるか不明の場合は、所得証明等の挙証資料で確認できるところまで遡っている。	貴市と同様に、年に一度所得証明をもって確認することとしているため、暦年では基準を超えず、暦年をまたいだ1年間で基準を超えるような場合は、職員から申出がなければ把握できないのが実情です。
西　尾　市	労働条件の変更などが明らかな場合にはその時点まで遡及している。業務繁閑により収入が不安定な場合は2、3か月間の平均収入が限度額の1/12以上に達し、将来とも同程度の収入が見込まれた時をもって扶養親族の要件を欠くにいたったものとする。	現状では所得証明等の提出は求めておらず、共済組合の所得調査を準用して確認している。そのため明確な期間の定めはない。
蒲　郡　市	毎年１月に前年の1月から12月までの収入調査を行い、108,333円（130万÷12月）を超えた月は、扶養手当を戻入してもらう。 また、労働条件の変更など収入増加の起点が明らかな場合にはその時点に遡り、1年の間に給与月額が108,333円を超える月と超えない月がある場合は、最初に給与月額が108,333円を超えた月から12月までの給与月額の平均額が108,333円を超えたとき、最初に超えた月まで遡って扶養認定取消しとなる。	（１）のとおり

市名	回答	
	(1)被扶養者の収入年額が、実際には超過した場合の手当の返還について、いつまで遡るのか。	(2)収入年額が基準を超えたかの判断について、後になって超えていなかったかを確認する場合には、どの期間で判断するのか。
犬　山　市	原則としては要旨のとおりですが、議題４の（２）と関連し、扶養手当の認定要件である所得確認については、愛知県市町村職員共済組合の被扶養者の要件とほぼ同一であることから、健康保険と扶養手当の扶養が乖離することがないよう、原則として共済組合の資格喪失時点まで遡り手当返還をしています。	前述のとおり、扶養手当の認定要件である所得確認については、愛知県市町村職員共済組合の被扶養者の要件とほぼ同一であることから、愛知県市町村職員共済組合の被扶養者の所得確認（年1～2回）をもって判断しています。 なお、期間は暦年ではありません。また、要旨のとおり職員から申出がなければ把握ができないことは共通の課題であり、被扶養者の月所得が基準額を超えるようであれば職員担当に申し出るよう周知を行っているところです。
常　滑　市	愛知県市町村職員共済組合の被扶養者認定基準に準じ、平均して給与月額が108,333円（130万円÷12月）を超えた場合、最初に超えた月に遡ります。	愛知県市町村職員共済組合の被扶養者認定基準に準じ、最初に給与月額108,333円を超えた時から収入調査時点（毎年度7月、1月に実施）までの期間で判断します。
江　南　市	共済被扶養者の資格認定に準じて判断している。	被扶養者が自営業者である場合、確定申告書により収入年額を判断することとなり、その他所得証明書の内容等との整合性を考慮すると、議題内容のとおり暦年による判断となる。
小　牧　市	共済組合の扶養と連動させていますが、後期高齢者医療の該当者やH28.10からの社会保険制度の範囲拡大による社会保険加入者等共済組合と連動しない場合は、確定申告時期に前年所得のわかる書類の提出によって確認をしていますので、基準日については、その書類により判断しています。	（1）に同じ
稲　沢　市	労働条件の変更の起点に限らず、（２）の各期間において基準を超過した期間の最初の月まで。	前年の月別の給与支払額の事業主証明書を1月に確認している。1月～12月、2月～1月、・・・、12月～1月のどの期間においても基準を超えていないかで判断する。
新　城　市	扶養手当の支給基準を超えた時点まで遡って返還手続きを行う。	扶養手当の支給基準については、共済組合が実施する被扶養者等の給与収入調査時に提出される給与支払証明書等により収入額を確認し、認定の可否を判断している。基本的には、共済組合の被扶養者認定と合わせている。
東　海　市	実際に基準を超過した時点まで遡る。（共済の扶養と合わせている。）	実際の起点日から1年間
大　府　市	超過した月まで遡って返還する。	給与支払者から月ごとの支給額を提出させ、基本的には年額が130万円以上となった期間で判定する。
知　多　市	収入増加が明らかになった場合、その時点に遡り、収入月額が108,800円（130万円÷12月）を超える月が3月以上続いた場合は、その１月目に遡る。	共済組合の調査に合わせて確認しています。

市名	回答	
	(1)被扶養者の収入年額が、実際には超過した場合の手当の返還について、いつまで遡るのか。	(2)収入年額が基準を超えたかの判断について、後になって超えていなかったかを確認する場合には、どの期間で判断するのか。
知　立　市	手当の返還に応じてもらう要件としては、年額130万を恒常的に超える月額の収入が発生した最初の月まで遡ります。	当市のおいては、扶養手当と市町村共済組合加入の要件はほぼ同一であり、共済組合の依頼により実施する年2回（7月と1月に実施）の所得調査（7月は今年1年間の見込み、1月は前年1月1日～12月31日までの支給実績）により月毎の収入額を確認しているため、扶養手当の基準を超過していたとしても、これによりその月まで遡る運用としている。
尾張旭市	本市においても、起点が明らかな場合はその時点、108,800円/月を超えた月が3月以上超えたときは、最初に越えた月に遡及し、年間で130万円を超えた場合で、その起点が確定できないときは、その年の1月に遡る。	源泉徴収票（確定申告書の写し）の提示によって確認しており、暦年での判断をしている。
高　浜　市	労働条件の変更など収入増加の起点が明らかな場合にはその時点に遡り、収入月額が108,800円（130万円÷12月）を超える月が3月以上続いた場合はその1月目に遡るが、増加の起点が明らかでない場合は130万円を超えた年の1月に遡っている。（春日井市と同様です。）	本市も毎月過去1年を振り返って超過していないか確認するのは煩雑であり、裏づけ資料の収集も困難なため、基本、共済健保の扶養と連動しており、共済の扶養調査と合わせての確認となっている。（結果として暦年での判断が多い）
岩　倉　市	愛知県市町村職員共済組合の扶養認定の判断に準じ、個々の実情に応じて遡り期日を判断しています。	愛知県市町村職員共済組合の被扶養者収入確認に準じて行っており、見込みでは届出事実の発生時点から向こう１年の所得を確認し、過去1年間を振り返る際には月額の収入が分かる資料を提出させています。
豊　明　市	年に一度調査をしているため、通常は1年前まで遡ります。また、1年を超える場合は、5年まで遡ります。	共済組合の扶養調査に合わせて、年に一度調査しています。
日　進　市	具体的事例はないが、原則は年額による判断となるため、1月に遡り返還を求めることとなる。（家賃収入や給与収入等で毎月の収入額が一定の場合で、収入増加の基点が明らかである場合には収入増加月まで遡り返還を求める。）	所得証明等で判断せざるを得ないため、暦年での判断としている。
田　原　市	労働条件の変更があった時点。	共済組合の収入調査を基準としており、共済組合の資格認定に合わせて修正を行っている。
愛　西　市	起点が明らかな場合は、春日井市と同様な取扱い 起点が明らかでない場合は、状況により扱いが異なるが、最高で前年に実施した扶養手当に関する被扶養者の収入確認日まで遡ることも考えられるし、それ以上の遡りも考えられる。	春日井市と同様に、届出事実の発生時点から向こう1年の所得を基準に確認するが、所得超過の原因が向こう1年で不明な場合は、向こう2年の所得について再確認することもある。（ケースバイケースで対応） また、年1回の所得確認をもって、定期的なチェック体制をとっている。また、同時に手当制度の周知を図っている。 現実的に毎月の所得確認は不可能であり、職員申出がなければ、手当を支給し続ける不合理が起きるが、不正受給期間の手当の返還を確実に求めることで対応するしかないと考える。

市名	回答	
	(1)被扶養者の収入年額が、実際には超過した場合の手当の返還について、いつまで遡るのか。	(2)収入年額が基準を超えたかの判断について、後になって超えていなかったかを確認する場合には、どの期間で判断するのか。
清　須　市	毎年4月に年度更新の扶養親族届を提出させて状況確認を行っている。増加の基点が明らかでない場合は130万円を超えた年の1月に遡り、月によって増減が著しい場合は、月108,800円を基準に判断している。	収入年額を超えたことが判明した時点（月単位）で判定している。
北名古屋市	本市は、愛知県市町村職員共済組合に加入しており、扶養手当の取り扱いについては、共済組合の被扶養と同じ扱いとしております。被扶養者の確定申告書により支給基準を超えたことが判明した場合は、その年の1月に遡って返還を求める運用を行っています。	愛知県共済組合の被扶養者確認に伴って確認を行っております。なお、共済組合の被扶養とならない後期高齢者等には、別に同様の所得調査を行うこととしております。
弥　富　市	本市では提案市と同様の取扱いをしております。	本市では年に一度、給与支払証明書（共済組合所定様式）や確定申告書、源泉徴収票等の提出を求め、暦年にて判断をしております。
みよし市	5年を上限として、108,333円を超えた月まで遡ります。	年に一度、所得の調査をし、暦年で判断しています。
あ　ま　市	当市でも、原則取り扱いは同様です。消滅時効成立まで遡って返還させます。	当市では、加入している愛知県市町村職員共済組合の被扶養者と原則は取扱いが同様になるため所得調査様式を活用し、見込額と実績額を確認しております。 課題としては、非課税所得該当者や共済組合非該当者（後期高齢者医療制度加入者）の確認作業について、確認方法を検討していきます。
長久手市	収入増加の理由に関わらず、収入月額が108,333円を超えた月が3ヶ月以上続いた場合は、その1月目に遡及して取り消している。	年一度手当受給状況調査を実施しており、扶養手当の支給要件を満たしているか本人の申告により確認している。 また、共済組合において被扶養者給与収入調査があり、その際提出する「給与支払報告書」で収入額を確認している。